

令和8年3月27日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容クリーム等を販売する通信販売業者である株式会社WELLVY（本店所在地：東京都目黒区）（以下「WELLVY」といいます。）に対し、令和8年3月26日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和8年3月27日から同年9月26日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、WELLVYに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、WELLVYの代表取締役である石川 隼秀（いしかわ はやひで）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和8年3月27日から同年9月26日までの6か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社WELLVY
(法人番号：8011001166680)
- (2) 本店所在地：東京都目黒区青葉台一丁目22番4号
- (3) 代 表 者：代表取締役 石川 隼秀
- (4) 設 立：令和6年12月16日
- (5) 資 本 金：500万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：美容クリーム等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）
 - (2) 誇大広告（有利誤認）（特定商取引法第12条）
 - (3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）
- 3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。
- 別紙1：WELLVYに対する行政処分の概要
 - 別紙2：石川 隼秀に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社WELLVYに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社WELLVY（以下「WELLVY」という。）は、WELLVYが運用するウェブサイト（そのURLがhttps://churumi.com/shopで始まるもの）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「CHURUMI薬用クリーム」と称する美容クリーム（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなWELLVYが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

WELLVYは、令和8年3月27日から同年9月26日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア WELLVYが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ WELLVYが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ WELLVYが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア WELLVYは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていたことに加え、商品の販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしていた。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）に係る手続が表示される映像面において、商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項につき、人を誤認させるよ

うな表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをWELLVYの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ WELLVYは、通信販売により、WELLVYの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和7年11月19日から令和8年3月26日までの間にWELLVYとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、WELLVYに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和8年4月27日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和8年4月9日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（３）の内容

ウ 後記4（１）及び（２）の内容を消費者に周知すること。

エ WELLVYは、今後、WELLVYが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

WELLVYは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）

WELLVYは、本件商品の効能について広告をしたとき、少なくとも令和7年11月19日から同年12月23日までの間に、別添1のとおり、

以下アからエまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を塗布するのみで皮膚に生じたしみを消すことができるかのような表示をしていた。

ア. 「自宅で塗るだけシミ治療 手術不要でシミが消える裏技」、「使用前」及び「使用后」との文言が付された本件商品の使用前後を示したと思われる女性の画像

イ. 「だから どうせ効果無いでしょ… と思いつつ半信半疑で使ってみたら…」との表示、「何をしてもダメだったのに塗るだけでシミが消えた！！」との表示及び両表示の間の「Before」、「After」との文言が付された女性の画像

ウ. 「だから！ 塗るだけなのに シミが消えた人が続出！」との表示

エ. 「塗るだけでシミが消えた！？」等との記載がある、女性の頬が表示された画像

また、WELLVYは、少なくとも令和7年11月19日から同年12月23日までの間に、本件商品の販売条件について広告をしたとき、以下オからコまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を3日間塗布するのみで、皮膚に生じたしわを完全に消すことができるかのような表示をしていた。

オ. 「3日でシワ完全消滅」との文言が付された男性の画像

カ. 「最新シワ治療／「塗るボトックス」シワ・ほうれい線の解消率9割以上 たった3日でシワが消える！？」との表示

キ. 「実際に塗ってみると…」との文言が付された男性の動画、その下の「Before」、「After」等との文言が付された男性の画像、「シワが消えすぎて、大活躍！」との表示及び「塗り込むだけでシワを完全に消せます！」との文言が付された女性の画像

ク. 「3日塗るだけでシワがピーンと伸びるんです！」との表示、「おでこのシワも！」との表示及びその下部の男性の額の画像、「目元のシワも！」との表示及びその下部の男性の目元の画像並びに「ほうれい線も！」との表示及びその下部の男性の頬から口までを写した画像

ケ. 「早速3日間塗り続けたら…」との表示、その下部の「1日目」、「2日目」及び「3日目」との文言が付された男性の画像、「3日でシワがピーン！」との表示並びに「本当にシワ消えた！！」との文言が付された男性の動画

コ. 「シワに悩んでいた妻も」との文言が付された女性の画像及び「シワが完全消滅！！」との文言が付された女性の動画

この点について、当庁からWELLVYに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根

拠を示す資料の提出を求めたところ、期間内に資料は提出されなかった。

このため、WELLVYが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

(2) 誇大広告（有利誤認）（特定商取引法第12条）

WELLVYは、本件商品の販売条件について広告をしたとき、少なくとも令和7年11月19日から同年12月23日までの間に、別添2のとおり、「\本日限定キャンペーン／4問アンケートに答えるだけで今だけ限定1,980円！もちろん【送料無料】」、「約80%OFF 1,980円」、「通常価格で購入すると約9,000円損することに…」、「もちろん！「最低〇回は購入が必要」という定期回数縛りは一切ナシ！ 1回限り！ 定期回数のお約束なし」、「定期回数の縛りなし・送料無料 アンケートを送信して特別価格でGET」などと表示したほか、別の広告ページにおいて、「\衝撃の80%OFF／ 通常販売価格 10,989円（税込） → 1,000円OFFクーポン適用で 80%OFF 1,980円」、「しかも、自信があるから…」との表示及び「1回限り！ 安心♪ 購入回数のお約束なし」との文言が付された画像、「医薬部外品 チュルミクリーム 80%OFF 10,989円 → 1,980円」との表示、「\本日限定！在庫残りわずか！／ 1回限り！ 送料無料！ 80%OFF お得にGETする クーポン適用で1,980円」などとも表示し、別添2から遷移した先のページから申し込むことのできる本件商品の販売条件につき、1,980円（税込2,178円）のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、当該広告から自動的に遷移する本件商品のチャットボット形式のページ（以下「本件チャットボットページ」という。）から申し込むことのできる「エクセレントビューティーコース」と称する契約（以下「本件契約」という。）の内容は、実際には、2回目以降のお届け予定日の15日前の期限までに所定の方法に従った解除の連絡をしなければ、2回目以降の商品（1回当たり本件商品3本）の対価（1回当たり税込19,866円）の支払いを順次義務付けられ続ける期限の定めのない定期購入契約であった上、2回目の商品を購入せずに解除をする場合には、税込10,989円の支払いが義務付けられるなどの契約上の制約が課せられたものであって、当該契約を締結した者は、2回分の合計本件商品4本の対価として合計22,044円を支払うか、最低でも本件商品1本の対価として合計10,989円を支払うこととされており、1,980円（税込2,1

78円)のみを支払うことによって本件商品1本を購入することはできないものであった。

(3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示(特定商取引法第12条の6第2項)

WELLVYは、少なくとも令和7年11月19日から同年12月23日までの間に、本件商品の販売条件について広告をしたとき、前記(2)のとおりを表示をした上で、別添2の広告内に存する「定期回数の縛りなし・送料無料 アンケートを送信して特別価格でGET」等と表示されたボタン又は「\本日限定!在庫残りわずか! / 80%OFF 1回限り!送料無料! お得にGETする クーポン適用で1,980円」等と表示されたボタンを押下することで自動的に遷移する本件チャットボットページ内の本件契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面(別添3「【ご注文内容の確認】」欄から「本ページ限定の1,000円OFFを利用して 本ページ限定価格で申し込む! ここをクリック!」等と表示されたボタン(以下「本件ボタン」という。)まで。)において、本件ボタンの直上のピンク色の枠内に「【ご注文内容の確認】 ご注文内容:エクセレントビューティーコース コンビニ後払い決済 【価格】:1,980円(税別)<2,178円(税込)> 【送料】:無料 【手数料】:220円(税別)<242円(税込)> 【1個あたりの分量】:22g」及び「【お支払い総額】 2,200円(税別)<2,420円(税込)>」と、本件契約の販売条件のうち、最初に引き渡す商品の販売価格等のみを分離して強調する形式で表示し、あたかも、本件契約の内容が、1,980円(税込2,178円)のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、本件ボタンを押下することにより申し込むことができる本件契約の内容は、実際には、前記(2)のとおりであった。

石川 隼秀に対する行政処分の概要

1 名宛人

石川 隼秀（以下「石川」という。）

2 処分の内容

石川が、令和8年3月27日から同年9月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社WELLVY（以下「WELLVY」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、WELLVYが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 石川は、WELLVYの代表取締役であり、かつ、WELLVYが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件商品の効能に関する表示①
(※3 (3) アからエの表示)



だから！

塗るだけなのに

🌟シミが消えた人が続出！🌟

だから
どうせ効果ないでしょ...😞
と思いつつ半信半疑で使ったら...



何をしてもダメだったのに
塗るだけでシミが消えた！！

※次ページに続く

本件商品の効能に関する表示②
 (※3 (3) オからコの表示)



最新シワ治療
「塗るポトックス」
 シワ・ほうれい線の解消率
9割以上
 たった3日で
 シワが消える!



▲シワが消えずで、大活躍!



※左記赤枠は、以下①～③のように遷移する動画



※次ページに続く

3日塗るだけで
シワがピーンと伸びるんです！

おでこのシワも！



目元のシワも！



ほうれい線も！



早速3日間塗り続けたら...



3日でシワがピーン！



本件商品の販売条件に関する表示①

(※別添1 「本件商品の効能に関する表示①」と同じページにあった表示)

「本日限定キャンペーン」

4問アンケートに答えるだけで

今だけ限定1,980円!

もちろん【送料無料】



もちろん!

「最低〇回は購入が必要」という

定期回数縛りは一切ナシ!



※次ページに続く

本件商品の販売条件に関する表示②

(※別添 1 「本件商品の効能に関する表示②」と同じページにあった表示)

∟ 衝撃の80%OFF ∟

通常販売価格
~~10,989円~~

1,000円OFF
クーポン適用で

80%OFF **1,980円**



医薬部外品

チュルミクリーム

80%OFF

10,989円(税込)

1,980円(税込)



しかも、自信があるから...

安心♪

1回限り!

購入回数のお約束なし



本日限定! 在庫残りわずか!

1回限り! 送料無料!

80% OFF お得にGETする

クーポン適用で1,980円



本件契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面

【ご注文内容の確認】

ご注文内容：エクセレントビューティーコース
コンビニ後払い決済
【価格】：1,980円(税別)<2,178円(税込)>
【送料】：無料
【手数料】：220円(税別)<242円(税込)>
【1個あたりの分量】：22g

【お支払い総額】
2,200円(税別)<2,420円(税込)>

お支払い日について
請求書発行から14日以内

【利用規約】

▼ご購入前に一読くださいこの利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社WELLVY（以下、「当社」といいます。）が提供する「CHURUMI」のウェブサイト（以下、「本ウェブサイト」といいます。）上において、及びこれに関連して提供する一切のサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）について、本規約に同意をして本サービスを利用するお客さま（以下、「会員」といいます。）と当社との間で、本サービスの内容、利用条件、利用時の注意事項その他の権利義務関係を定めるものです。会員は、本サービスの

【ご登録情報】

メールでCHURUMIからのお得なお知らせを受け取る

ご注文内容を再度ご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「注文を確定する」ボタンを押していただくと、ご注文が完了となります

利用規約に同意する。【必須】

本ページ限定の1,000円OFFを利用して
本ページ限定価格で申し込む！
ここをクリック！